

家畜人工授精所における家畜人工授精用精液又は家畜受精卵
(特定家畜人工授精用精液等であるものを除く。)の業務に関する報告書

年 月 日提出

都道府県知事 殿

家畜改良増殖法施行規則第 49 条に基づき、 年 1 月 1 日から 12 月 31 日までの家畜人工授精所の運営の状況を次のとおり報告します。

1	家畜人工授精所の管理番号	
2	家畜人工授精所の名称及び所在地	
3	家畜の種類及びその業務の別	
4	家畜人工授精用精液を譲渡した件数	
5	家畜人工授精用精液を譲受した件数	
6	家畜受精卵を譲渡した件数	
7	家畜受精卵を譲受した件数	

(日本産業規格 A 4)

備考

- 1 年は西暦で記載すること。
- 2 3の家畜の種類は次の区分により番号を記入し、家畜の種類ごとに当該様式に基づく報告を行うこと。
 - 1 牛
 - 2 豚
 - 3 馬
 - 4 山羊
 - 5 めん羊
- 3 3の業務の別は次の区分により番号を記入すること。
 - 1 家畜人工授精用精液の採取及び処理の業務
 - 2 家畜体内受精卵の採取及び処理の業務
 - 3 家畜体外受精卵の生産に関する業務 (家畜の雌のとたいから採取した卵巣から未受精卵を採取し、及び処理し、体外受精を行い、並びにこれにより生じた受精卵を処理する場合に限る。)
 - 4 家畜体外受精卵の生産に関する業務 (家畜の雌から採取した卵巣から未受精卵を採取し、及び処理し、体外受精を行い、並びにこれにより生じた受精卵を処理する場合に限る。)
 - 5 家畜人工授精用精液若しくは家畜受精卵又はこれらの保存
- 4 4及び5は家畜の種類ごとに記載し、6及び7は牛に限って記載すること。

記載要領

報告義務者：家畜人工授精所開設者

(特定家畜人工授精用精液等以外の精液・受精卵の取り扱いがある者)

報告内容：特定精液等以外の取引の年次集計（取引件数又は取引数量で集計します）

※特定家畜人工授精用精液等：和牛及び和牛間交雑種の精液・受精卵

【日付・宛名】

- ・年は西暦で記載してください。（提出年月日と本文）
- ・知事名を忘れずに記載してください。

【表】

1	家畜人工授精所の管理番号	授精所許可証に記載されている 04 から始まる 6 桁の番号を記載してください。
2	家畜人工授精所の名称及び所在地	授精所許可証に記載されている授精所の名称と所在地を記載してください。
3	家畜の種類及びその業務の別	<p>(種類) 1：牛（特定以外の品種）、2：豚、3：馬、4：山羊、5：めん羊</p> <p>(業務の別) 許可証に記載されている業務の別を記載してください。 精液・受精卵の生産を行っていない授精所は「5」のみ該当します。</p> <p>(記載例) ホルスタインで、4と5の業務に該当する場合：1－4，5</p> <p>(報告方法) 複数の家畜の種類を報告する場合は、家畜の種類ごとに報告書を作成してください。</p>
4	家畜人工授精用精液を 譲渡 した件数	<ul style="list-style-type: none"> ・取引件数または取引数量を集計してください。 ・該当する取引は <ol style="list-style-type: none"> (1) ストローの状態での販売・譲渡・譲受（無償譲渡も含みます） (2) 他者の飼養する雌畜への授精師（移植者）が所有するストローでの人工授精・受精卵移植 (3) 管理の委託を受けているストローの受払い ・取引件数で集計する場合は、同一の相手への同日の取引は本数に関わらず 1 件で集計します。
5	家畜人工授精用精液を 譲受 した件数	
6	家畜受精卵を 譲渡 した件数	(牛の場合のみ記載します) 集計方法は、4、5と同じです。
7	家畜受精卵を 譲受 した件数	